

【記載例】

(留学生、事業修習者等の届出)

令和 年度 租税条約に関する住民税の届出書

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第11条に基づき、次のとおり届け出ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東神楽町長 様

(届出者) 住所 東神楽町南〇条西〇丁目〇番〇号

名称・氏名 〇〇〇〇〇〇 印

担当者名・連絡先 〇〇 〇〇 ・ 83-〇〇〇〇

住民税の免除を受ける者	氏名	〇〇〇 〇〇〇		
	住所	東神楽町北〇条東〇丁目〇番〇号		
	生年月日	1990年 1月 1日	性別	男・女
	国籍	中国	入国年月日	2018年 4月 1日
	在留資格	技能実習1号口		
	在留期間	2023年 4月 1日 ~ 2024年 3月 31日		
	入国前の住所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
在籍する学校、訓練を受ける施設・事業所等	名称			
	所在地			
租税条約の規定に基づく所得税の免除について	所得税については、日本国と中国との間の租税条約第21条第__項により、租税条約に関する届出書を令和__年__月__日に税務署に提出して免除を受けています。			
免税となる所得	支払者名称	〇〇〇〇〇〇		
	支払者所在地	東神楽町南〇条西〇丁目〇番〇号		
	契約期間	2023年 4月 1日 ~ 2024年 3月 31日		
	所得の種類	給与	支払金額	月額 〇〇〇, 〇〇〇
	支払方法	口座振込	支払期日	毎月 〇〇日
納税管理人 ※届出している場合	氏名			
	住所			

【添付書類】

- 税務署へ提出した「租税条約に関する届出書」の写し一式
- 学生証または在学証明書の写し（留学生の場合）

【注意事項】

- 提出期限（3月15日）までに提出してください。
- 届出書は毎年提出していただく必要があり、提出がない年は免除を受けられませんのでご注意ください。